

建設発生土処分場「設計歩掛・同要領」

平成26年8月

公益財団法人 鳥取県建設技術センター

第 1 号表

建設発生土処分場概略設計(基準面積:4.0ha) 1式 当たり単価表

地形図(1/2,500)

区分	職種							合計
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
設計計画			0.5	0.5				
資料収集整理				0.5		1.5	1.5	
現地踏査				3.0	3.5			
平面・縦断設計					1.0	1.5		
横断設計					1.0	1.5		
設計図及び関連機関との協議資料作成						1.0	1.5	
概算工事費						1.0	1.5	
照査			0.5	1.0				
報告書作成				0.5	0.5			
合計人数			1.0	5.5	6.0	6.5	4.5	

(1)直接人件費の算出

直接人件費=(標準歩掛によって算出した直接人件費)×補正係数(S)

(率は少数第3位四捨五入で2位止めとする)

(2)補正係数

$S=a \times b$

S:補正係数 a:面積による補正係数 b:地形による補正係数

1)面積による補正係数(a)

$$(a) \left[\frac{\text{対象面積}}{\text{基準面積}} \right]^a \quad a:0.62(\text{概略設計})$$

*2ha未満については2haとして計上する。

2)地形による補正(b)

種別	補正係数	備考
平地	0.9	
丘陵地	1.0	大規模な土工事及び擁壁等の構造物がある場合
山地	1.1	

(4)電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の8%を計上する。

建設発生土処分場概略設計要領

1. 業務目的

概略設計は、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的施設の比較案または、最適案を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・趣旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、設計業務共通仕様書第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す予定処分地の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、流末水路(河川)、土地利用状況及び文化財の把握・確認を行うとともに、洪水調整池の必要性の有無について法的規制も考慮し判断すること。

なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、既存の1/1,000地形図を基に社会的、自然的条件並びにコントロール物件を考慮し、予定地内に適合した可能と思われる規模の比較3案を選定する。処分場規模の選定に際し、造成面積、造成高は周辺地域との整合を図り防災機能、経済性等を考慮し、調査職員と協議の上、最適形状を選定するものとする。

(4) 横断設計

既存の地形図より現況横断面図を作成し、縦断設計で決められた造成高を基に排水施設、切り土及び盛土構造を設計する。

(5) 設計図及び関係機関との協議資料作成

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

既存の地形図に、社会的、自然的、文化的要素並びにコントロール物件を明示し、造成規模を明示する。この他、付属施設、水路等も記入するものとする。

2) 縦断面図

縦断面図は、20m毎の測点について計画高を記入するものとする。また、主要構造物の位置、形式、基本寸法も表示するものとする。

3) 協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、概算工事費を算定するものとする。なお、概算工事費は調査職員と協議した単価によって算定する。

また、概算用地補償費も合わせて行うものとする。

(7) 照査

照査は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、基礎資料の収集が適切であるか、また、設計の目的に対応した資料が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 3) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、設計業務共通仕様書第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2 号表

建設発生土処分場詳細設計(基準面積:4.0ha) 1式 当たり単価表

地形図(1/500)

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画				0.5	1.5	1.0		
現地踏査					1.0	1.0		
設計計算(スベリ安定計算)					0.5	1.5	1.5	
排水検討					1.0	1.0	2.5	3.0
平面縦断設計						1.5	3.5	3.5
横断設計						1.5	3.5	4.5
小構造物設計						0.5	0.5	2.0
ピット設計(沈砂池)						1.0	1.0	3.0
数量計算							1.5	4.5
施工計画検討					0.5	1.0	2.0	3.0
照査				0.5	0.5			
報告書作成					0.5	1.0	1.0	
合計人数				1.0	5.5	11.0	17.0	23.5

(1)直接人件費の算出

直接人件費=(標準歩掛によって算出した直接人件費)×補正係数(S)

(率は少数第3位四捨五入で2位止めとする)

(2)補正係数

$S=a \times b \times c$ S:補正係数 a:面積による補正係数 b:地形による補正係数 c:発注形式による補正

1)面積による補正係数(a)

(a) $\left[\frac{\text{対象面積}}{\text{基準面積}} \right]^a$ a:0.67(詳細設計) *2ha未満については2haとして計上する。

2)地形による補正(b)

種別	補正係数	備考
平地	0.9	
丘陵地	1.0	大規模な土工事及び擁壁等の構造物がある場合
山地	1.1	

3)発注形式による補正

概略設計を行っている場合 0.85、概略設計を行っていない場合 1.0

(3)電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の8%を計上する。

建設発生土処分場詳細設計要領

1. 業務目的

詳細設計は、概略設計で確定した形状を基に、実測平面図、縦・横断面図、概略設計等の成果品、地質資料、現地調査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造図等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・趣旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、設計業務共通仕様書第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、概略設計で計画されている構造物等の位置、用排水系統等について確認するとともに、当該箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面計画について実測平面図を用いて概略設計により決定された形状の再確認及び詳細検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断面図を用いて造成高を決定し、20m毎の測点について計画高設計を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断面図を用い縦断計画によって決定された造成高を基に造成断面の詳細構造を設計するものとする。

(5) 排水検討

受注者は、既存資料及び現地踏査結果に基づいて排水計画、流量計算、排水構造物の形状について設計を行い排水系統図を作成する。特に、現地における既存の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する排水構造物は「標準設計図集」を参照する。

排水系統図には、流水方向と施工高さを記入するものとする。

(6) ピット設計（沈砂池）

受注者は、開発行為に伴い相当量の土砂が流出し、下流域への土砂流出を防止しなければならない。そのため、沈砂池の検討を行い設計するものとする。

なお、防災調整池が必用となる場合は、防災調整池詳細設計に含む。

(7) 小構造物設計

小構造物設計は原則として応力計算を必要とせず、標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2 m未満）管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2 m以下または延長100 m以下）集水枿、防護柵工、取付道路（幅3 m以下または延長30 m以下）、階段工（高さ3 m未満）等を設計するものとする。

なお、必要に応じて展開図を作成するものとする。

(8) 設計計算（スベリ安定計算）

受注者は、概略設計で決定された盛土形状についてスベリ安定検討を行う。スベリ安定検討を実施するに当たり、盛土の土質常数は調査職員と協議して決定する。

(9) 施工計画検討

受注者は、残土の搬入計画及びスベリ検討に基づき、安全で合理的に造成するために必要な施工計画を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、工事発注に必要な工事数量を算出する。数量計算は、「土木工事数量算出要領（案）」に基づき、工種別、段階別に取りまとめるものとする。

(11) 照査

照査は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、基礎資料の収集が適切であるか、また、設計の目的に対応した資料が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 3) 設計図、数量の正確性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、設計業務共通仕様書第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成する。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 各種検討の経緯との結果
- 3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）
- 4) その他必要事項

第 3 号表

建設発生土処分場工事用道路詳細設計 1km 当たり単価表

(1車線)

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画			0.2	0.2	0.9	0.9		
現地踏査				0.2	0.2	0.2	0.2	
平面縦断設計				0.2	0.7	1.1	0.9	0.9
横断設計					0.2	0.7	1.1	2.2
道路附帯構造物・小構造物設計					0.2	0.4	0.9	1.5
仮設構造物・小構造物設計						0.2	0.4	
設計図							0.7	1.1
数量計算					0.3	0.7	1.9	2.4
照査					0.2	0.4		
報告書作成					0.2	0.7	0.9	0.4
合計人数			0.2	0.6	2.9	5.3	7	8.5

1.標準歩掛の補正

(1) 地形により下表で割増すものとする。

地形	割増し率
平地	-10%
丘陵地	0%
山地	10%

(2)電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の8%を計上する。

工事用道路詳細設計要領

1. 業務目的

工事用道路の設計は、既存の一般道路から残土処分地に進入する工事用車両が通行するための工事用道路を設計するものであり、設計条件及び現場条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図等の詳細図、工種別数量計算書、施工計画書等を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・趣旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、設計業務共通仕様書第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、既存の道路状況及び計画されている残土処分地の位置等について確認するとともに、当該箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面計画について実測平面図を用い設計条件、地形及び現地の土地利用等を考慮して、業務の目的に適合した道路線形を詳細検討し決定するものとする。縦断設計は、実測縦断面図を用いて道路高を決定し、20m毎の測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断面図を用い縦断計画によって決定された造成高を基に造成断面の詳細構造設計を行うものとする。

(5) 排水検討

受注者は、既存資料及び現地踏査結果に基づいて排水計画、流量計算、排水構造物の形状について設計を行い排水系統図を作成する。特に、現地における既存の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する排水構造物は「標準設計図集」を参照する。

排水系統図には、流水方向と施工高さを記入するものとする。

(6) 小構造物設計

小構造物設計は原則として応力計算を必要とせず、標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）集水柵、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m以下）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。

なお、必要に応じて展開図を作成するものとする。

(7) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び構造物等、計画した全てのものを記入するものとする。

2) 縦断面図

実測縦断面図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断面図には構造物及び横断構造物を記入するものとする。

3) 標準断面図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準断面には法面保護工付帯構造物等の必要事項を記入するものとする。

4) 横断面図

実測横断面図を用い横断設計に基づいて設計する。横断面図には、各年度に搬入される予定計画高を記入し、土量及び法長等、必要な事項を記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(8) 数量計算

受注者は、工事発注に必要な工事数量を算出する。数量計算は、「木工事数量算出要領(案)」に基づき、工種別、段階別に取りまとめるものとする。

(9) 照査

照査は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件、土地利用などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計方針及び設計手法が整理できた段階での照査を行う。また、周辺の地形及び土地利用状況などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 「詳細設計照査要領」に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び図面について照査を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、設計業務共通仕様書第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成する。

第 4 号表

建設発生土処分場区画道路詳細設計 1km 当たり単価表

(2車線)

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画			0.3	0.3	1.2	1.9		
現地踏査				0.3	0.3	0.3	0.3	
平面縦断設計				0.3	0.9	1.5	1.2	1.3
横断設計					0.3	0.9	1.5	3.1
道路附帯構造物・小構造物設計					0.3	0.7	1.2	2.1
仮設構造物・用排水設計						0.3	0.7	
設計図							0.9	1.5
数量計算					0.3	0.7	1.9	2.4
照査					0.3	0.7		
報告書作成					0.3	0.9	1.2	0.6
合計人数			0.3	0.9	3.9	7.9	8.9	11.0

1.標準歩掛の補正

(1) 地形により下表で割増すものとする。

地形	割増し率
平地	-10%
丘陵地	0%
山地	10%

(2) 車線数により下表で割増すものとする。

幅員	割増し率
1車線	-5%
2車線	0%

(3)電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の8%を計上する。

建設発生土処分場区画道路詳細設計要領

1. 業務目的

区画道路の設計は、盛土造成された区画整備地内の道路を設計するものであり、設計条件及び現場条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦・横断面図等の詳細図、工種別数量計算書、施工計画書等を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・趣旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、設計業務共通仕様書第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、既存の道路状況及び造成地の位置等について確認するとともに、当該箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、造成平面図を用い設計条件、地形及び現地の土地利用等を考慮して、造成敷地内に最も適した道路中心線及び縦断線形20m毎の測点及び折れ点について設計するものとする。
なお、道路中心線は、線形座標値を算定するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、造成平面図を用い、縦断計画によって決定された造成高を基に20m毎の横断設計を行うものとする。

(5) 排水検討

受注者は、既存資料及び現地踏査結果に基づいて排水計画、流量計算、排水構造物の形状について設計を行い排水系統図を作成する。特に、現地における既存の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する排水構造物は「標準設計図集」を参照する。
排水系統図には、流水方向と施工高さを記入するものとする。

(6) 小構造物設計

小構造物設計は原則として応力計算を必要とせず、標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）集水柵、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m以下）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。
なお、必要に応じて展開図を作成するものとする。

(7) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1) 平面図

造成平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び構造物等、計画した全てのものを記入するものとする。

2) 縦断面図

造成平面図より作成した現況縦断面図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点の計画高計算を行い作成する。縦断面図には構造物及び横断構造物を記入するものとする。

3) 標準断面図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準断面には法面保護工付帯構造物等の必要事項を記入するものとする。

4) 横断面図

造成平面図より作成した現況横断面図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断面図には、横断勾配、水路、土量及び法長等、必要な事項を記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(8) 数量計算

受注者は、工事発注に必要な工事数量を算出する。数量計算は、「木工事数量算出要領(案)」に基づき、工種別、段階別に取りまとめるものとする。

(9) 照査

照査は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件、土地利用などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計方針及び設計手法が整理できた段階での照査を行う。また、周辺の地形及び土地利用状況などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 「詳細設計照査要領」に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び図面について照査を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、設計業務共通仕様書第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成する。

建設発生土処分場に係る林地開発申請資料作成 1式 当たり単価表

区分	職種							補正 % 補正後計
	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	
設計計画					0.6	0.6		
現地踏査					0.6	0.6		
事業計画書						1.1		
概要説明書					0.6	1.1		
森林地番明細書						0.6	0.6	
位置図							0.6	
現況写真等						0.6		
防災施設設計根拠等					0.6	0.6		
区域図						0.6	1.1	
現況図						0.6	0.6	
利用計画図					0.6	0.6	1.1	
残地森林等配置図							1.1	
標準断面図							0.6	
縦断面図							0.6	
流域図						0.6		
伐採届					0.6	1.1		
打合せ協議					1.1	1.1		
打合せ協議(農林局)					0.6	0.6		
合計人数					5.3	10.4	6.3	
<p>補正条件</p> <p>1ha以上3ha未満 標準歩掛 100%を一括計上する。 3ha以上～5ha未満 標準歩掛120%を一括計上する。 5ha以上～8ha未満 標準歩掛 150%を一括計上する。 ※但し、計画準備及び協議については、補正は行わないものとする。 注)面積が8haをこえる場合は別途見積とする。</p>								

林地開発申請資料作成 1式 当たり単価表

区分	職種	直接人件費						補正 % 補正後計
	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	
設計計画					0.6	0.6		
現地踏査					0.6	0.6		
事業計画書						1.1		
概要説明書					0.6	1.1		
森林地番明細書						0.6	0.6	
位置図							0.6	
現況写真等						0.6		
防災施設設計根拠等					0.6	0.6		
区域図						0.6	1.1	
現況図						0.6	0.6	
利用計画図					0.6	0.6	1.1	
求積図					1.1	3.3	5.5	
残地森林等配置図							1.1	
標準断面図							0.6	
縦断面図							0.6	
土砂流出計算書					1.1	2.2		
流量計算					1.1	2.2		
流域図						0.6		
伐採届					0.6	1.1		
打合せ協議					1.1	1.1		
打合せ協議(農林局)					0.6	0.6		
合計人数					8.6	18.1	11.8	
<p>補正条件</p> <p>1.1ha以上3ha未満 標準歩掛 1.100%を一括計上する。 3ha以上～5ha未満 標準歩掛1.120%を一括計上する。 5ha以上～8ha未満 標準歩掛 1.150%を一括計上する。</p> <p>※但し、計画準備及び協議については、補正は行わないものとする。</p> <p>注)面積が8haをこえる場合は別途見積もりとする。</p>								

防災調整池詳細設計要領

1. 業務目的

造成計画(開発行為等)による地表状態(形状含む)の変化等により、開発区域の雨水流出量が開発前よりも開発後(開発中)が大きくなり、下流河川(水路)等の流下能力を超える水量が排出される場合に、開発前のピーク流量を維持する為に、防災調整池を計画するものである。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は業務の目的、内容を把握し、技術的方针を設定するとともに業務工程等を立案した業務計画書の作成を行うとともに、必要な諸準備を行う。

(2) 現地踏査

開発区域を含む流域内において、排水量や排水の流れ、調整池予定地の現況及び周辺既存構造物等の状況を把握するものとする。

(3) 防災計画

開発区域を含む流域内において、排水系統、流域特性、治水・排水対策を含む河川改修等の上位計画の有無等を調べ防災調整池の規模や配置を決める。

その後洪水流量の算定方法、下流流下能力の検討(ネック地点下流能力)、許容放流流量(オリフィス放流量)、洪水調節量、計画堆砂量等を決定する。

【流域図、用排水系統図、現況流下能力算定図等】

(4) 構造図

防災調整池の構造基準である、堤高、堤高構造、洪水吐、放流等の検討と設計を行い構造図の作成を行う。

【各種詳細図における部位別の構造図】

(5) 各種詳細図

防災調整池の計画作成時において算定された池容量、計画堆砂量、及び越流水位等を明示した詳細図と吐水吐放流施設等・構造一般図の作成を行う。

【防災調整池平面図、断面図、縦断面図(下流放流水路含む)、調整池一般図、洪水吐一般図放流施設一般図等】

(6) 数量計算

受注者は、工事発注に必要な工事数量を算出する。数量計算は、「土木工事数量算出要領(案)」に基づき、工種別、段階別に取りまとめるものとする。

第 7 号表

防災調整池詳細設計(基準面積 30.0ha) 1式 当たり単価表

区分	職 種	直 接 人 件 費						
		主任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	
設計計画				0.5	1.0	1.0		
現地踏査					1.0	1.0		
防災計画			1.0	1.0	1.0	2.0	10.0	13.0
構造図				1.0	2.0	2.0	19.0	19.0
各種詳細図			1.0	2.0	2.0	3.0	19.0	25.0
数量計算				1.0	1.0	2.0	6.5	6.5
合計人数			2.0	5.5	8.0	11.0	54.5	63.5

(1)直接人件費の算出

直接人件費=(標準歩掛によって算出した直接人件費)×補正係数(S)%

(率は少数第3位四捨五入で2位止めとする)

(2)補正係数(S)%

$S=(A/\text{基準面積})^a \times 100$ a:面積による補正係数

$= (A/30)^{0.8} \times 100$

A:事業区域面積

a:0.8

但し、2ha未満は2haと計上し計算する。

(3)電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の8%を計上する。